

## 10 PFI事業を推進していく上での今後の課題

PFIに係る現状を見ると、国においては、PFI推進のための法律や国の基本方針の策定、各種ガイドラインの公表など、PFIの推進を図ってきたところであり、また、既存法令等の改正や規制の緩和、補助金制度との調整など、PFI事業を推進していく上でのさまざまな課題等にも対応してきたところですが、依然として次のような課題が残されています。

### (1) 民間事業者の選定について

民間事業者の選定に当たり、国の基本方針(二-1-(3))では一般競争入札が原則とされ、自治事務次官通知(第5-1)では「総合評価一般競争入札」の活用を図ることとされています。また、都道府県の場合、WTO政府調達協定に係る特例政令(「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」)において、随意契約の範囲が極めて限定されています。

総合評価一般競争入札の場合、入札公告時に詳細な契約書案を示すことが必要であり、また、入札後、契約締結に当たっては、基本的にその内容を変更することができないものであり、公共側だけで作成した契約書で長期間の事業運営が可能かどうか検証が必要です。

入札前に明示的に確定することができなかった事項については、明確化を図るために協定締結時に契約書案を変更することは可能ですが、他の競争参加者が当該落札者よりもより有利な条件や価格を提示することが明らかに可能となる条件変更を行うことは許されません。

そこで現実的には、事業の実施方針が公表された後、入札が行われるまでの間に、質問・回答の機会において提示される民間事業者の意見に耳を傾け、必要に応じて適宜、契約書案、入札説明書等の内容について修正や変更を行う方法で対応することになります。

契約書案を修正・変更した際は民間事業者に対して公表しますが、民間事業者が検討するために必要な期間の確保や、法令等において定める公告期間が必要となることに留意する必要があります。

国の「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」(平成15年3月31日 総務省通知)を参照。

総合評価一般競争入札の場合、落札者のみを選定することになり、落札者が契約を締結しないとき、落札金額の範囲内でのみ次順位以降と随意契約するしかありません(地方自治法施行令第167条の2第3項)。次順位以降と落札金額の範囲内で随意契約できない場合、入札を再度やり直さなければなりません。

国のPFI事業実施プロセスに関するガイドライン(4-1-(10))では、競争に付した結果、入札者がいない、落札者がいない又は落札者が契約を結ばない場合、再び入札を実施するほか、会計法令に従い随意契約によることができるとなっています。しかしながら、現実的には、入札のやり直しは労力がかかること、あるいは、落札金額の範囲内の随意契約を行える相手がいるかが問題となると考えられます。

総合評価一般競争入札では、入札公告時に落札者決定基準を公表する必要がありますが、民間の創意工夫(新しい技術、工夫等)を適切かつ客観的に評価する基準の設定が可能かどうか検証が必要です。

国のPFI事業実施プロセスに関するガイドライン(4-1-(3))では、評価項目、評価基準、配点等を募集の際にあらかじめ明示することが求められています。しかしながら、あらかじめ民間の創意工夫を評価する基準を設定するためには、相応のノウハウが必要であり、一自治体だけでノウハウの蓄積を行うことは難しいと思われます。

## (2) VFMの算定について

特定事業の選定時のVFM評価はあくまでも見込額です。よりPFI事業の推進を図っていくためには、PSC及びPFI事業のLCCの算定に当たり、多大な労力を費やさずに済むよう、簡易な方法で算定できるような工夫が必要です。

PFI事業においては、VFM算定等の中で、LCCの算出、評価が不可欠です。業務内容に応じ一定の算出ができるような工夫が必要です。

例えば、VFMの算定時において、PSCの修繕費の見積もり方やPFI事業で実施した場合の修繕費の見積もり方が不明確です。

リスク調整については、リスクの定量化が難しく、まだまだデータの蓄積も乏しいのが現状ですが、自治体毎にリスクに関するデータを蓄積することには限界があることから、国においてデータの集積・分析をし提示するなどの措置が望まれます。

## (3) 金融上の支援措置について

PFI法第13条において、国は予算の範囲内において、選定事業者に対し無利子貸付けを行うことができ、この場合には日本政策投資銀行等の審査機能又は貸付け機能を活用できると規定されています。

しかし、公共から民間事業者への支払いが平準化している場合、融資期間と事業期間が合致しないと、活用しづらい融資となり、活用が阻害される可能性があります。

無利子融資制度の適用の可否については、民間事業者の選定後に日本政策投資銀行の審査により決まるため、募集の段階では民間金融機関と同様の金利を前提として事業提案を行ってもらう必要があります。

契約後に無利子融資制度が適用された場合、事業者は融資条件の見直しを行う必要があり、融資条件の変更に伴う費用が発生したりします。

これについての適切なリスク分担(選定事業者に生じた資金調達のための増加費用や資金調達の遅延に対する対応)をあらかじめ検討し、入札説明書等に明示することが望ましいとされています(国の「契約に関するガイドライン - PFI事業契約における留意事項について - 」(平成15年6月)を参照)。

## (4) 税制上の優遇措置について

PFI法第16条において、国及び地方公共団体は特定事業の実施を促進するため、必要な税制上の措置を講ずると規定されています。

しかし、PFI事業により施設を整備した場合、従来方式では課税されなかった税が課税されたり、PFIの事業方式によって税負担が変わる場合があり、税制がPFIの推進や適切な事業手法の選択を妨げているという課題があります。

不動産取得税、固定資産税及び都市計画税については、課税標準を1/2とするなどの特例措置が講じられているものの、事業方式による格差は依然として残っています。

現行の税制度における税負担（一般的な事業方式での扱いの場合）

税目	課税主体	PF事業		従来型 公共事業
		BOT方式	BTO方式	
法人税	国	課税	課税	非課税
登録免許税 商業登記 不動産登記	国	課税	課税	非課税
		課税	非課税	非課税
不動産取得税	都道府県	課税 <sup>1</sup>	非課税	非課税
固定資産税	市町村	課税 <sup>1</sup>	非課税	非課税
都市計画税	市町村	課税 <sup>1</sup>	非課税	非課税
事業所税	市町村	課税	課税	非課税

1 特例措置あり

大規模修繕にかかる経費については、通常、サービス料に分割・前倒しで支払われる場合が多いと考えられますが、前倒しで受け取るサービス料部分が見かけ上の利益と見なされ、法人税が課税されることがあります。結果的にこの課税部分を公共側が負担することになるという問題があります。

#### (5) 国庫補助負担制度について

PFI法第16条において、国及び地方公共団体は特定事業の実施を促進するため、必要な財政上の措置を講ずると規定されています。

また、PFI基本方針においては「財政上の支援については、本来公共施設等の管理者等が受けることのできる支援の範囲内で、民間の選定事業者が受けられるように配慮すること」とされています。

しかし、地方公共団体が事業を実施する場合に適用される国庫補助負担金がPFI事業に適用されない場合、VFMの算定に当たりPFI事業に不利な結果となり、PFI事業への取組みが促進されません。

国庫補助負担金の適用に際し、地方公共団体に所有権があることが要件となっていると、BTO方式による事業方式でしか実施できないこととなります。

地方負担額を含めた補助基本額の全額を採択年度に支出する場合、公共から民間事業者への支出の平準化が図られないこととなります。

事業の公募時点において、PFI事業に対する補助金の交付の有無がはっきりしない場合も多く、民間事業者がPFI事業へ参加する判断や入札価格に影響することと考えられます。補助金に関するリスクを民間事業者へ負わせることのないように、事業の公募段階で公共側は補助金に関する事項を確定しておく必要があります。

PFI事業への補助制度の適用状況については、「地方公共団体がPFI事業を実施する

際の国の補助金等の適用状況について(内閣府 平成16年6月)」が参考となりますが、補助金の適用にあたっては条件が定められている場合があり、実際の運用については、所管省庁と個別に確認や協議を行うことが必要です。

#### (6) 公物管理について

道路法など、公物管理に関わる法律の多くは管理者を国・地方公共団体に制限しており、民間部門へ委任可能な業務範囲についても公物管理法の制約を受けます。

国土交通省は「PFI事業者の公物管理上の位置付けについての考え方(平成14年8月)」の通知により、PFI事業者は公物管理者自体にはなれないものの、公権力の行使に関する公物管理行為を除き、PFI事業者は事実行為としてインフラを含めた公共施設等の整備等を行うことが可能という見解を示しています。

しかし、民間部門にどこまでまかせられるかについては、公共施設に関する個別法により制約がある場合がありますので注意が必要です。

「公共施設等の整備等において民間事業者の行い得る業務範囲」について(内閣府 平成16年6月)において、個別法ごとに業務範囲の説明がありますので参照してください。